

和元年沿線住民、団体向け貸切車両利用助成について

■助成内容について

①対象団体等 府県6市2町内（舞鶴市・綾部市・福知山市・宮津市・京丹後市・豊岡市・伊根町・与謝野町）の住民、企業又は団体。

②助成範囲 京都丹後鉄道の団体貸切車両を利用した場合に利用した団体に対して団体貸切基本料金の一部を助成。

③助成金額 団体貸切基本料金の20%以内で上限3万円（小数点以下切捨て。）※1団体につき年1回

⑤対象期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

※対象期間内に利用があれば遡りでの申請も可能。

■助成金の支出方法

利用団体から駅所在の自治体へ書類（報告書・請求書等）を提出。
駅所在自治体により提出書類の内容を確認のうえ、事務局へ送付。事務局により確認後、助成金を支出。

■提出書類

- ①助成報告書（別紙様式による） ※別 PDF をダウンロード
- ②領収書の写し
- ③請求書（様式は任意。宛先は「京都丹後鉄道利用促進協議会」）